



# 鳥取県公報

平成 22 年 12 月 17 日(金)  
第 8 2 5 5 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (738) (福祉保健課) . . . . . 2
	生活保護法による介護機関の変更の届出 (739) (〃) . . . . . 2
	大規模小売店舗の新設の届出に対する意見書の提出 (740) (経済通商総室) . . . . . 3
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の事業所の変更の届出 (741) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 3
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (68) . . . . . 4
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (26) (教育総務課) . . . . . 4
◇ 公 告	歯科技工士国家試験の実施 (医療政策課) . . . . . 4

# 告 示

## 鳥取県告示第738号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年12月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
社会福祉法人 賛幸会	鳥取市服部 204-1	認知症対応型通所 介護はまゆうの里	鳥取市服部 204-1	認知症対応型通 所介護	平成22年12月1日

### 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
社会福祉法人 賛幸会	鳥取市服部 204-1	認知症対応型通所 介護はまゆうの里	鳥取市服部 204-1	介護予防認知症 対応型通所介護	平成22年12月1日

### 3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
株式会社ぼやー じゅ	鳥取市湖山町南五丁 目178	宅老所きなんせ	鳥取市湖山町西二丁 目555	平成22年11月1日
株式会社ニチイ 学館	東京都千代田区神田 駿河台二丁目9	ニチイケアセンター 鳥取大学前	鳥取市湖山町北一丁 目427-1	平成22年12月1日

## 鳥取県告示第739号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年12月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
株式会社エルフィ ス	米子市両三柳193- 3	ほのぼのエルル両三 柳	米子市両三柳193- 3	平成22年9月29日

社会福祉法人トマトの会	東伯郡北栄町北条島 366-7	ヘルパーステーショントマトよなご	米子市東福原六丁目 2-22	平成22年11月13日
-------------	--------------------	------------------	-------------------	-------------

## 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
株式会社エルフィス	米子市両三柳193-3	ほのぼのエルル両三柳	米子市両三柳193-3	平成22年9月29日
社会福祉法人トマトの会	東伯郡北栄町北条島 366-7	ヘルパーステーショントマトよなご	米子市東福原六丁目 2-22	平成22年11月13日

## 鳥取県告示第740号

平成22年鳥取県告示第517号（大規模小売店舗の新設の届出について）により告示した（仮称）食のみやこ鳥取県販売拠点施設 鳥取港海鮮市場かろいちに係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づく新設の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成22年12月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 意見を提出した市町村

鳥取市

## 2 意見の概要

騒音レベルの予測値は規制基準値以下であるが、施設完成後、予測値と大きくかい離する場合は、対応策を講ずること。

## 3 縦覧に供する期間

平成22年12月17日から1月間

## 4 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所県民局

鳥取市尚徳町116 鳥取市経済観光部経済戦略課

## 鳥取県告示第741号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成22年12月17日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	変更年月日
-----	------------	--------------------------	---------------------------	-------------	-------

社会福祉法人 琴浦町社会福 祉協議会	東伯郡琴浦町 大字浦安123 - 1	社会福祉法人琴浦町 社会福祉協議会琴浦 ふれあい作業所	東伯郡琴浦町大字赤 碕1113- 3	就労継続支援 B型	平成22年10月 28日
--------------------------	--------------------------	-----------------------------------	-----------------------	--------------	-----------------

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第68号

平成22年第13回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成22年12月17日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

- 1 日時 平成22年12月21日（火） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会
- 3 議題
  - (1) 鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙に係る執行計画について
  - (2) その他

## 教育委員会告示

### 鳥取県教育委員会告示第26号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成22年12月17日

鳥取県教育委員会委員長 上 山 弘 子

- 1 日時 平成22年12月21日（火） 午前10時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
  - (1) 平成23年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項について
  - (2) その他

## 公 告

歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条の規定により、歯科技工士国家試験を次のとおり実施する。

平成22年12月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 試験期日  
実地試験 平成23年2月27日（日） 午前9時から午後4時30分まで

学説試験 平成23年2月28日(月) 午前9時から午後3時まで

## 2 試験場所

鳥取市富安二丁目84 鳥取県東部歯科医師会館

## 3 試験科目

実地試験 歯科技工実技

学説試験 歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学及び関係法規

## 4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者（平成23年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
- (2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者（平成23年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
- (4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が(1)から(3)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

## 5 受験願書の受付期間

平成23年1月7日(金)から同月17日(月)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成23年1月17日(月)までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるものがあるものに限り受け付ける。

## 6 受験願書の提出先

鳥取市東町一丁目220 鳥取県福祉保健部医療政策課

## 7 受験願書の添付書類

### (1) 受験資格を証する書類

ア 4の(1)又は(2)に該当する者は、卒業証明書又は卒業見込証明書(卒業見込証明書を提出した者にあつては、平成23年3月8日(火)までに卒業証明書を提出すること。)

イ 4の(3)に該当する者は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類

ウ 4の(4)に該当する者は、外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類

- (2) 写真(手札形台紙付とし、出願前6月以内に脱帽で正面から撮影したもので、その裏面にシギの記号、撮影年月日及び氏名を記載したものとする。)

## 8 受験手数料及び納入方法

受験手数料は、36,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の定められた位置に貼り付けること。この場合、消印しないこと。

## 9 合格者の発表等

平成23年3月14日(月)正午に、合格者の受験番号及び合格基準を鳥取県庁本庁舎の1階掲示板に掲示するとともに、合格者には合格証書を交付する。

## 10 成績開示

この試験の得点については、鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)第19条第1項の規定により、合格発表から1月間、口頭により開示を請求することができる。

- (1) 開示請求できる者 受験者本人
- (2) 開示請求に必要なもの 受験票及び運転免許証その他の受験者本人であることが確認できるもの(顔写真が貼り付けられているものに限る。)

(3) 開示内容 科目別得点及び総合得点

(4) 請求場所 鳥取県福祉保健部医療政策課

11 その他

(1) 受験願書の用紙は、鳥取県福祉保健部医療政策課において交付する。

(2) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

(3) その他受験についての詳細は、鳥取県福祉保健部医療政策課（電話0857-26-7811）に照会すること。